基準点から一七五度三四分一八秒　一号
一八三八・五六四メートルの地点　一号
標柱一号から九九度一九分三二秒　二号
二〇・二九七メートルの地点　二号
標柱二号から一〇五度一二分二〇秒　三号
一一・六三六メートルの地点　三号
標柱三号から一〇六度一三分五二秒　四号
八・二八九メートルの地点　四号
標柱四号から六一度九分四四秒　五号
二一・五五一メートルの地点　五号
標柱五号から一〇〇度三九分四四秒　六号
六〇・六四二メートルの地点　六号
標柱六号から一八一度七分五〇秒　七号
一〇・一三五メートルの地点　七号
標柱七号から九三度八分三五秒　八号
四二・四九四メートルの地点　八号
標柱八号から一二八度四三分二五秒　九号
四三・二五二メートルの地点　九号
標柱九号から一一六度一六分二八秒　十号
二五・七四五メートルの地点　十号
標柱十号から四六度四二分五六秒　十一号
三六・八四四メートルの地点　十一号
標柱十一号から九九度五分五三秒　十二号
二七・六四二メートルの地点　十二号
標柱十二号から八六度四一分一秒　十三号
一二六・七六三メートルの地点　十三号
標柱十三号から一一九度六分五五秒　十四号
四九・九六四メートルの地点　十四号
標柱十四号から一四〇度五一分二五秒　十五号
九二・二三一メートルの地点　十五号
標柱十五号から一〇三度五分三八秒　十六号
四八・五二三メートルの地点　十六号
標柱十六号から三六度三三分一八秒　十七号
一一・七五七メートルの地点　十七号
標柱十七号から一二四度八分三三秒　十八号
九五・六一六メートルの地点　十八号
標柱十八号から二二三度九分三九秒　十九号
二六・九四五メートルの地点　十九号
標柱十九号から一五六度一三分一一秒　二十号
四六・三六五メートルの地点　二十号
標柱二十号から六〇度四三分四八秒　二十一号
五六・三二九メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から九八度三三分三四秒　二十二号
五五・六六五メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一一三度二分五八秒　二十三号
五五・九三七メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から一二五度三九分四六秒　二十四号
六二・〇一三メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から二一五度二五分二一秒　二十五号
六九・四一四メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から一三四度四分二二秒　二十六号
八九・二三五メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から七六度三五分一七秒　二十七号
三二・八二六メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から五九度三九分九秒　二十八号
九・〇〇九メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から五五度五五分一二秒　二十九号
六・二三七メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から三三度五七分二五秒　三十号
三七・三八一メートルの地点　三十号
標柱三十号から一一六度四四分五秒　三十一号
七・六九七メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から三四度一一分五一秒　三十二号
五・九七九メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から一二五度四一分二一秒　三十三号
一七・三七二メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から一三五度四一分四三秒　三十四号
三・六一三メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から一九九度四二分四四秒　三十五号
二八・五九七メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から二一四度三三分五一秒　三十六号
一六・五六三メートルの地点　三十六号
標柱三十六号から二三六度二五分三五秒　三十七号
一八・一三九メートルの地点　三十七号
標柱三十七号から一五六度二分一五秒　三十八号
〇・二八五メートルの地点　三十八号
標柱三十八号から二二二度六分八秒　三十九号
四・〇〇〇メートルの地点　三十九号
標柱三十九号から三〇三度二六分一七秒　四十号
一・四五〇メートルの地点　四十号
標柱四十号から二三七度一四分九秒　四十一号
四・五一四メートルの地点　四十一号
標柱四十一号から一九四度五一分三七秒　四十二号
六・三四〇メートルの地点　四十二号
標柱四十二号から一二八度二九分〇秒　四十三号
〇・七六〇メートルの地点　四十三号
標柱四十三号から二一九度一二分一秒　四十四号
一・五三九メートルの地点　四十四号
標柱四十四号から一九五度三〇分三八秒　四十五号
一四・八七五メートルの地点　四十五号
標柱四十五号から一七八度一六分一〇秒　四十六号
六・〇五九メートルの地点　四十六号
標柱四十六号から一二二度三〇分一一秒　四十七号
二五・七〇七メートルの地点　四十七号
標柱四十七号から三三度七分五九秒　四十八号
四・二五〇メートルの地点　四十八号
標柱四十八号から一二四度四六分四五秒　四十九号
三・〇二〇メートルの地点　四十九号
標柱四十九号から二一三度七分二八秒　五十号
四・一三〇メートルの地点　五十号
標柱五十号から一二二度三〇分三六秒　五十一号
二・二六二メートルの地点　五十一号
標柱五十一号から一三一度三分二五秒　五十二号
四・三九〇メートルの地点　五十二号
標柱五十二号から四五度二分四五秒　五十三号
五・七七〇メートルの地点　五十三号
標柱五十三号から一二二度三四分二二秒　五十四号
三・四九九メートルの地点　五十四号
標柱五十四号から二〇四度二六分一八秒　五十五号
六・八二一メートルの地点　五十五号
標柱五十五号から一三三度四〇分二三秒　五十六号
七・二六六メートルの地点　五十六号
標柱五十六号から一二四度三分二七秒　五十七号
二二・一四一メートルの地点　五十七号
標柱五十七号から一一三度二六分七秒　五十八号
一二・九〇八メートルの地点　五十八号
標柱五十八号から一四七度三六分二七秒　五十九号
四・二三七メートルの地点　五十九号
標柱五十九号から三二度五五分二〇秒　六十号
三・三三二メートルの地点　六十号
標柱六十号から一二三度五一分九秒　六十一号
三・一三〇メートルの地点　六十一号
標柱六十一号から二一四度四七分二秒　六十二号
三・九六六メートルの地点　六十二号
標柱六十二号から一二二度三六分三四秒　六十三号
三五・〇四三メートルの地点　六十三号
標柱六十三号から三一度一九分三八秒　六十四号
三・〇〇〇メートルの地点　六十四号
標柱六十四号から一二四度二六分一六秒　六十五号
一一・〇〇九メートルの地点　六十五号
標柱六十五号から四〇度三四分四秒　六十六号
一七・三七五メートルの地点　六十六号
標柱六十六号から一一五度三二分四七秒　六十七号
四・〇〇〇メートルの地点　六十七号
標柱六十七号から二〇五度五九分一六秒　六十八号
三・〇六二メートルの地点　六十八号
標柱六十八号から一〇五度九分二八秒　六十九号
二〇・〇五八メートルの地点　六十九号
標柱六十九号から一五五度四七分二一秒　七十号
二二・六七七メートルの地点　七十号
標柱七十号から一七一度二九分〇秒　七十一号
一四・五八四メートルの地点　七十一号
標柱七十一号から一一八度二六分一五秒　七十二号
五・三一〇メートルの地点　七十二号
標柱七十二号から一八〇度二一分五七秒　七十三号
五四・八〇八メートルの地点　七十三号
標柱七十三号から二九四度四〇分三六秒　七十四号
一六〇・四七九メートルの地点　七十四号
標柱七十四号から三一二度三三分五〇秒　七十五号
一二四・九九三メートルの地点　七十五号
標柱七十五号から三〇五度四二分二二秒　七十六号
二五六・三七一メートルの地点　七十六号
標柱七十六号から二九九度四八分六秒　七十七号
三九三・三三九メートルの地点　七十七号
標柱七十七号から二七八度二二分五九秒　七十八号
一四一・四三〇メートルの地点　七十八号
標柱七十八号から二八五度四二分二八秒　七十九号
一五七・七四八メートルの地点　七十九号

○国土交通省告示第八百六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小田井入沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　長野県伊那市高遠町藤沢四三三〇番地内四等三角点御堂垣外を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の小田井入沢の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域